

# 愛知県立名古屋西高等学校いじめ防止基本方針

愛知県立名古屋西高等学校 全日制・定時制

## 1 いじめ防止に関する本校の考え方

いじめはその生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、健全な成長に大きな影響を及ぼす。どの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得ると言う事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、いじめに向かわせないための心の育成やいじめを許さない意識を育てることが大切である。

本校では、「生徒の知性を高め、心身を練磨し、調和のとれた人格の形成に努める。質実・剛健・勤勉の精神をもってよりよい校風の樹立に努め、平和で民主的な日本の未来を切り拓く人間を育成する。」を教育目標としている。生徒の人としての健やかな成長を願うとともに本校の教育活動のすべてにおいて、生命や人権を大切にする理念を貫き、すべての教員が生徒一人ひとりの成長を支援する観点に立ち、いじめを決して許さない決意のもと、いじめ防止対策基本方針を定める。

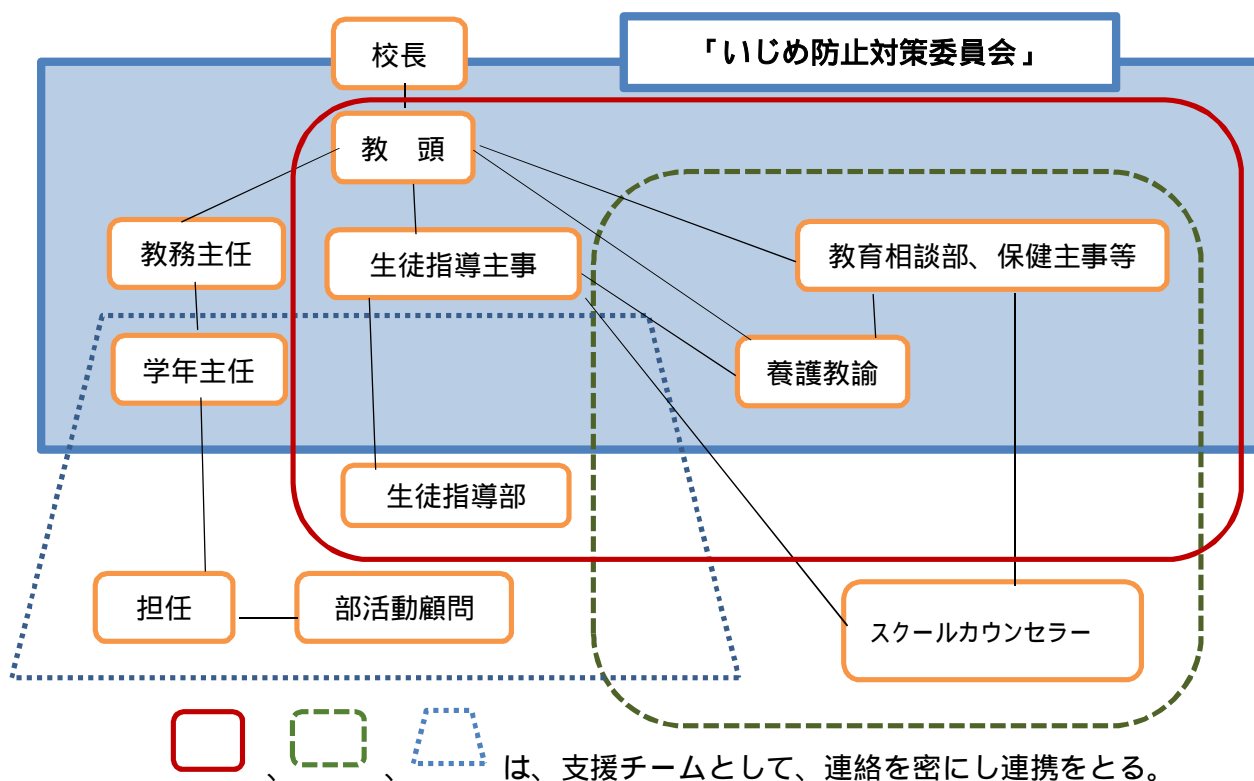
## 2 いじめ防止のための組織

### (1) 組織の名称

「いじめ防止対策委員会」

### (2) 構成員と組織図

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、教育相談担当者、学年主任、養護教諭（スクールカウンセラー） 必要に応じて適任者を加える。



### (3) 役割と機能

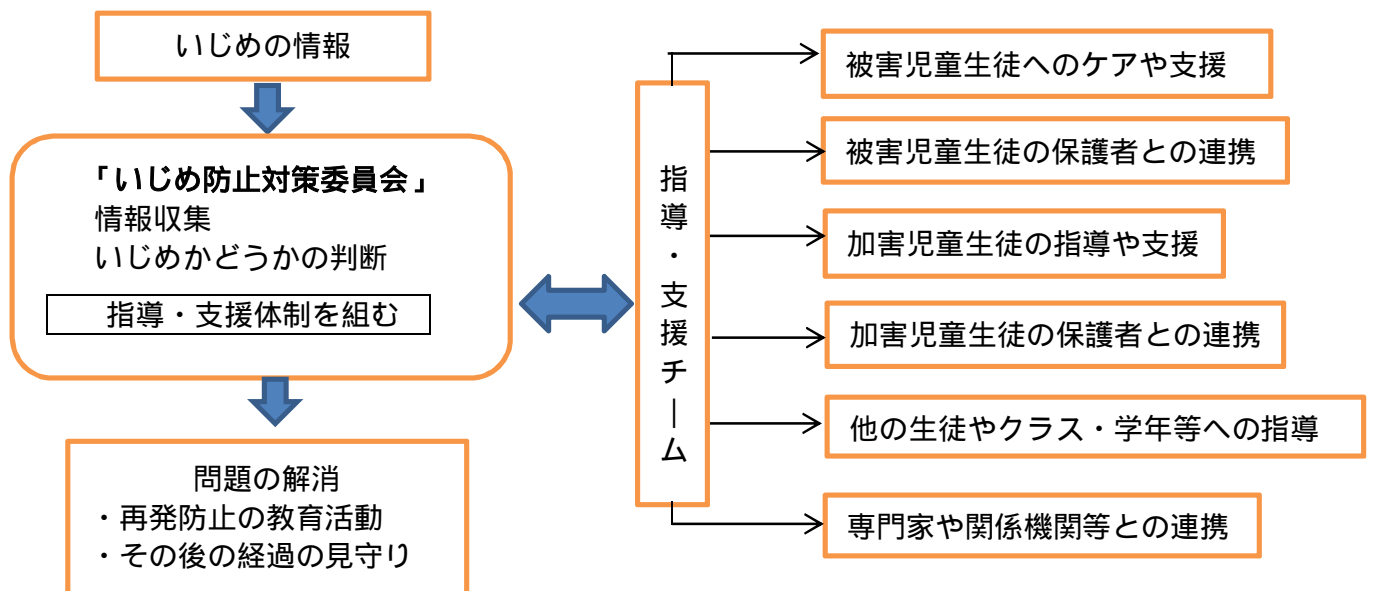
#### ア 取組の検証

「いじめ防止に関する具体的な取組」を策定し、実際に取組を行う中で評価を行い、結果を検証する。

#### イ 教員への共通理解

年度初めの職員会議で「いじめ防止対策基本方針」の周知と確認を行う。

#### ウ いじめに対する措置



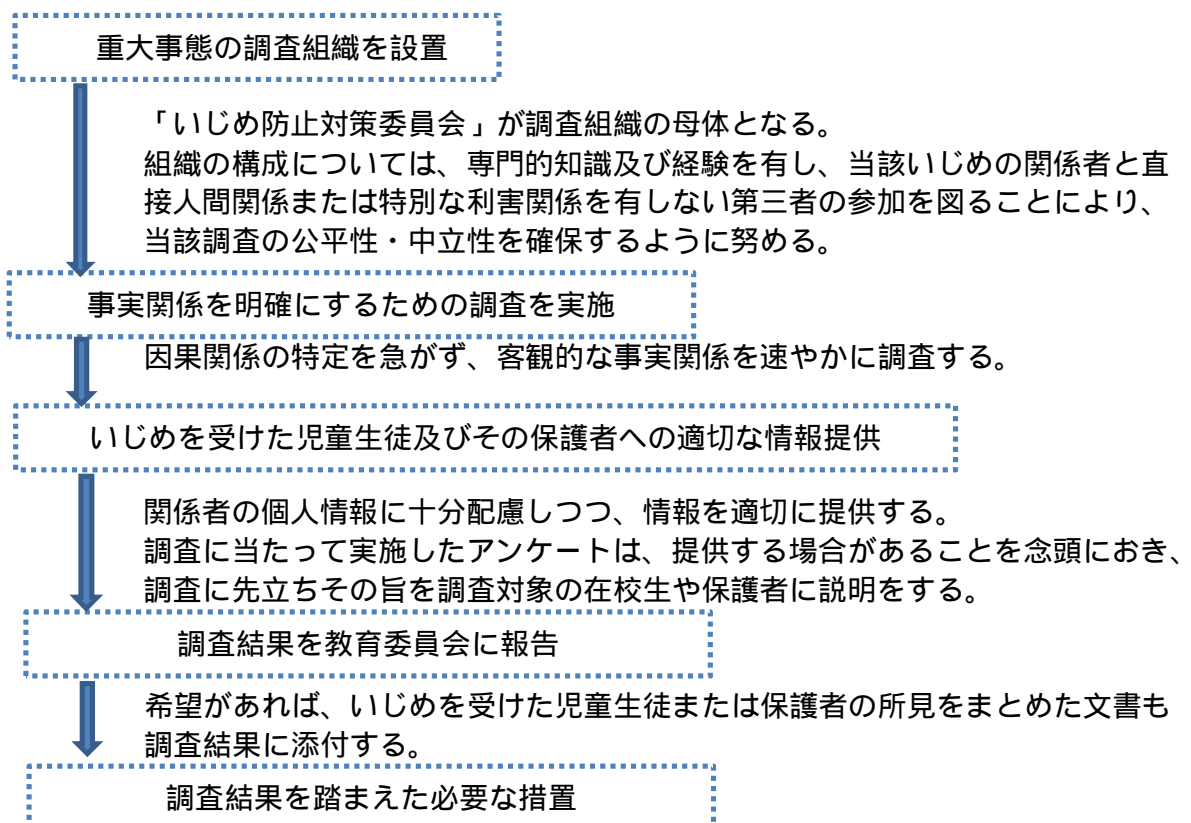
#### エ 重大事態への対応

重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図（下図）」に基づいて対応する。学校が調査を実施する場合は、「いじめ防止対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。



### 3 いじめ防止に関する具体的な取組

#### (1) 全日制

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・キャリア教育の推進を図る。</p> <p>ウ 「心の教育」を充実させ、他への思いやり意識の高揚を図る。</p> <p>エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>進路指導、キャリア教育の充実【進路指導部】</p> <p>L Tの時間に道徳教育等の実施【学年会】</p> <p>わかる授業を目指した「授業公開」 公開授業を設定(6月、11月)【教務部】</p> <p>個人面談の実施【各学年会】</p> <p>健康調査の実施【保健部】</p> <p>生活実態調査の実施【教務部】</p> <p>人権週間での取組 人権講話、映画鑑賞、クラス討論会等【生徒指導部・学年会】</p> <p>1年生対象情報モラル教育 4月オリエンテーションの実施【生徒指導部・教務部】</p>	<p>学校説明会(8・10月)、公開授業(11月)の実施</p> <p>学校評議員への学校行事・授業の公開 PTAとの協同活動等の実施</p> <p>・5、9、10月交通安全指導(5・9・10月)</p> <p>・文化祭でのバザー活動(9月)</p> <p>中学校教員向け学校説明会(7月)</p>
早期発見	<p>ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに生徒指導部に報告をする。速やかに「いじめ防止対策委員会」を開き、組織的に対応する。</p> <p>ウ 定期的な「学校生活調査」(年1回)の実施や教育相談の充実を図る。</p>	<p>相談活動の周知(「相談だより」の発行【保健部】</p> <p>「学校生活調査(いじめアンケート)」の実施(10月)【生徒指導部】</p> <p>個人面談の実施(4月)【各学年会】</p>	
いじめに対する措置	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者の協力、必要に応じスクールカウンセラーや関係機関等との連携のもとで取り組む。</p> <p>オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじ</p>	<p>いじめ事案に対して組織的に対応(2のウ「いじめに対する措置」参照)</p> <p>【「いじめ防止対策委員会」・生徒指導部・保健部】</p>	

	<p>めを見過ごさない姿勢で指導を行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や関係機関等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>		
点検・検証・見直し		<p>年度末反省において意見集約「いじめ防止対策委員会」を開催し、調査結果や取組の実施状況、進捗状況を検証する。</p> <p>学校評価の評価項目とし、「中間評価」「最終評価」を行う。</p>	

(2) 定時制

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・キャリア教育の推進を図る。</p> <p>ウ 「心の教育」を充実させ、他への思いやり意識の高揚を図る。</p> <p>エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>進路指導、キャリア教育の充実【進路指導部】</p> <p>L Tの時間に道徳教育等の実施【学年会】</p> <p>わかる授業を目指した「授業公開」 公開授業を設定(6月、11月)【教務部】</p> <p>個人面談の実施【各学年会】</p> <p>健康調査の実施【保健部】</p> <p>生活実態調査の実施【保健部】</p> <p>人権週間での取組</p> <p>人権講話【生徒指導部】</p> <p>1年生対象情報モラル教育</p> <p>4月オリエンテーションの実施【生徒指導部・教務部】</p>	<p>学校説明会(2月)、公開授業(6・11月)の実施</p> <p>学校評議員への学校行事・授業の公開</p>
早期発見	<p>ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに関係職員が対応する。</p> <p>ウ 定期的な「学校生活調査」(年3回)の実施や教育相談の充実を図る。</p>	<p>相談活動の周知(「相談だより」の発行【保健部】</p> <p>「健康調査(いじめアンケート)主事」の実施(各学期)</p> <p>健康調査により、いじめが疑われる場合は、当該生徒と直接面談し、早期発見に努めている。【養護教諭・担任・生徒指導主事】</p> <p>【生徒指導部】</p> <p>個人面談の実施(4月)</p>	
いじめに対する措置	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら生徒指導部で組織的に対応する。</p>	<p>いじめ事案に対して組織的に対応(2のウ「いじめに対する措置」参照)</p>	

	<p>イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者の協力、必要に応じスクールカウンセラーや関係機関等との連携のもとで取り組む。</p> <p>オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない姿勢で指導を行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や関係機関等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>	<p>【「いじめ防止対策委員会」・生徒指導部・保健部】</p>	
<p>点検・検証・見直し</p>		<p>年度末反省において意見集約「いじめ防止対策委員会」を開催し、調査結果や取組の実施状況、進捗状況を検証する。</p> <p>学校評価の評価項目とし、「中間評価」「最終評価」を行う。</p>	